

令和5年 第7回 津久見市農業委員会定例会議事録

1. 開催期日 令和5年7月7日(金)  
2. 開催場所 津久見市役所 大会議室  
3. 開催時間 9時52分～10時42分  
4. 出席委員

	出席委員	欠席委員	事務局
1番	渡邊 秀 寿 君	7番 遠藤 克 美 君	局長 宇都宮 志 伸
2番	松尾 長 生 君	8番 瀬戸口 弥栄子 君	主幹 二 村 真 誠
3番	川野 豊 廣 君		アドバイザー 浅 田 誠 治
4番	上杉 益 美 君		
5番	岩崎 達 也 君		
6番	樋口 寛 司 君		
第1地区	和田 一 秀 君		
第2地区	大杉 栄 一 君		
第3地区	前野 茂 樹 君		
第4地区	加藤 尚 喜 君		
第5地区	祖田 宗 重 君		
第5地区	仲尾 次 生 君		
第6地区	川野 喜 一 君		
第7地区	大野 敏 秀 君		

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について  
第2 会議書記の指名について  
第3 議案審議  
議案第18号 現況証明書(非農地証明書)の発行について  
議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について

会議開会時間 9時52分

事務局 ただいまから、令和5年第7回の定例会を始めたいと思います。  
最初に会長の挨拶をお願いします。

会 長 皆さん、おはようございます。  
今日はちょっと報告事項なのですが、活動記録簿を別紙のとおり、月ごとの様式に変えていきたいと思ひまして、その要因として先日、私と事務局と他の農業委員会に出向きまして、今までの様式からこれに変えたら、活動が5倍ほどになったという話を聞きました。  
すぐにとはちょっと難しい人もいると思うので、何か月かかけて、この様式に変えていけたらなと思ひます。

局 長 おはようございます。  
まだ梅雨明けてないですけども、晴れた日は真夏日になるので、健康管理に十分注意してください。そしてまた、何かコロナがまた流行っているそうなので、注意しながら頑張ってください。よろしくお祈りします。

事務局 本日、委員8名中、出席者6名で定例会は成立しています。  
それでは、津久見市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は渡邊会長をお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の指名を行います。津久見市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議はありませんか。

【「異議なし」との声あり】

それでは（3番）川野 豊廣委員、（4番）上杉 益美委員よろしくお願ひします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員を指名します。

議事日程第3の議案審議に入ります。

事務局 それでは、議案第18号の議案書をご覧ください。  
現況証明書（非農地証明書）は1件です。議案書をもとに説明します。

【議案第18号について議案書と写真をもとに朗読と説明】

・土地の所在地	津久見市大字津久見字赤木7282番1ほか1筆
・登記地目	畑
・現況地目	山林
・登記面積	802㎡
・申請人	●●●● 兵庫県加古川市別府町新野辺北町●丁目●●番の●

昭和58年に兵庫県に移住してから、畑の管理ができなくなり放置されたまま。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

【地区担当委員より、現地調査の結果を報告】

第3地区 今言われた様でですね、58年ですけれども、実際にはもっと前から耕作されていなかったような形で、道路が横に通っているのですが、谷間の農地で農地としてもあまり良い状態などころではありません。  
今さら、この農地を現状復旧しても農地になる様なものではないので、この申請でよろしいかと思ひます。

議 長 ありがとうございます。  
これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願ひします。

（質問、意見なし）

その他、ご意見等ございますか。

（質問、意見なし）

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案第18号は原案のとおり決定しましたので、証明書を発行することといたします。

事務局 議案第19号の議案書をご覧ください。農地法第3条の許可申請は1件です。議案書をもとに説明します。

【議案第19号について議案書と写真をもとに朗読と説明】

・土地の所在地 津久見市大字津久見字谷川道2262番12  
・登記地目 畑  
・現況地目 畑  
・転用面積 9.63㎡  
・譲受人 ●●●● 津久見市小園町●●番●●号  
・譲渡人 ●●●●・●●●● 津久見市大字津久見●●●●番地  
・理由 (譲受理由) 畑として維持管理し、耕作するため  
(譲渡理由) 耕作困難

譲り受渡し理由、耕作困難により、畑として維持管理し耕作する申請です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

【地区担当委員より、現地調査の結果を報告】

4 番 11ページに、簡単な広い図面があるんですけども、彦の内公会堂の真裏。ここの地区は、通称久留芝という所になりますが、字図は谷川道になるんですね。問題のところは赤で書いてあると思いますが、地形的に何でこういう小さいのが、道の所にあるのかなとか、皆さん疑問に思うと思うので、ちょっと説明します。この辺はですね昔、今、図面であるような道路は一つもなかったです。それをですね、ここに知見がある農家の方々からの有志が45年か50年前に、区画整理をしようということで、事業を立ち上げて、地権者の有志で計画してやったんですが、その時に賛同してない方もいます。それで、道ができて、賛同してない方にその土地を道つきになるというのはいかなものかなということで、当時、区画整備事業に参加していないので賛同したら、売買契約をするために、配置した土地ということで、今回の土地は、久留芝区画整備組合という形の事業のもので、一応登録しておりますが、実はこの組合がですね、もう高齢なために、解散という形になってます。なぜかという、残っているのはもうこの一筆だけなので、どうかなるだろうということで、今のようになっております。それで、今年の4月の25日に、譲受人の方から私の方に連絡があって、あの土地を何とかならないかなということでちょっと動いてました。この話は10年前に、この土地について、区画整備組合長と譲受人と私とで話した時には、どうも理解ができなくて、そこでの折り合いがつかなかったんですよ。で、10年後の今年、4月の25日うちに来て、譲受人が、「あの土地何とかならないかな」と言って、どうしたのですかと聞くと、「私もう年でポチポチ終活しないといけないから、使える所はみんな使おうと思っている」と言って、共有区画整備事業の相談役に連絡したら、「もうあの土地も、あそこ1件だけだから、何とか折り合いつくように、話しましょう」という事で、それで譲渡人がお話しして、大方合意したという事で、そういうふうな結果があります。今の現状は、ここの近所の人たちが野菜を作るために、区画を一つずつに分けて、ずっと野菜を作っております。これをずっと続けようという事を申してました。大変長い時間かかったのですが、何とか両者が協議して、合意したので、ひとつよろしくをお願いします。

議 長 ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手を願います。

(質問、意見なし)

議 長 その他、ご意見等ございますか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第19号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案第19号は原案のとおり決定しましたので、許可書を発行することといたします。

事務局 議案第20号の議案書をご覧ください。農地法第5条の許可申請は1件です。議案書をもとに説明します。

【議案第20号について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・土地の所在地 津久見市大字上青江字垣ノ内3198番1
- ・登記地目 畑
- ・現況地目 畑
- ・転用面積 224㎡
- ・譲受人 ●●地区 地区長 ●●●● (地縁団体)  
津久見市大字上青江●●●●番地の●
- ・譲渡人 ●●●● 臼杵市大字市浜●●●●番地の●
- ・転用目的 駐車場用地
- ・農地区分等 第3種農地

転用目的は、蔵富地区の公民館の駐車場用地として、また、小みかん先祖木の見学者の駐車場用地として利用するためです。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

【地区担当委員より、現地調査の結果を報告】

3 番 蔵富の入り口になります。公民館の前です。  
近隣の人に聞きました所、ここの所有者は、管理はあまりしていないようです。  
それで隣近所の人が除草剤をやっている所であります。  
両サイド、道路と家がありますので、そんなに問題はないと思いますので、  
よろしくお願いします。

議 長 続きまして当番委員の報告をお願いします。

【当番委員より、現地調査の結果を報告】

第3地区 さっき委員が言ったように、何ら問題はないと思われませんが、皆さんの意見をお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局説明、地区担当委員及び当番委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

その他、ご意見等ございますか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成ですので、議案第20号は原案のとおり決定しましたので、許可書を発行することといたします。

それでは以上をもちまして、津久見市農業委員会第7回定例会を閉会いたします。

会議閉会時間 10時42分

津久見市農業委員会会議規則第13条の規定により会議録を作成し、署名する。

令和5年7月7日

津久見市農業委員会会長 渡 邊 秀 寿

議事録署名委員 川 野 豊 廣

議事録署名委員 上 杉 益 美